

募集要綱等に関する質問への回答書

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章	1、 2	(1)、 (2)	①、 ②	ア、 イ	(ア)、 (イ)			a、 b
1	公募型プロポーザル実施要綱	7	事業スキーム	第3章	3	2					共同企業体として応募する場合、分担施工方式(乙型JV)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、共同企業体として応募する場合、甲型JVでも可。
2	公募型プロポーザル実施要綱	8	監理技術者	第3章	3	5	3)				監理技術者を工場製作期間と現場工事期間に分け、別々の技術者を配置してもよろしいでしょうか。その場合、工場製作期間の技術者は「非専任」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、工場製作期間であっても現場作業をする場合には、監理技術者の専任は必要となります。
3	公募型プロポーザル実施要綱	8	監理技術者	第3章	3	5	3)	③	アイ		「同等以上の資格」であるア、イにおいて求められる建設業種をご教示下さい(「機械器具設置工事」、「水道施設工事」「管工事」等)。	求められる建設業種は次のとおりとします。 ・機械企業は、「管工事」、「機械器具設置工事」、「水道施設工事」。 ・電気企業は、「電気工事」、「水道施設設置工事」
4	公募型プロポーザル実施要綱	12	プレゼンテーションの詳細通知について	第4章	2	7)					「当企業団は～令和6年3月6日(水)までに別途通知する。」とありますが、3月6日からヒアリングの実施時期3月上旬までの時間的猶予がないため、2月下旬迄の通知をお願いできますでしょうか。	企業団内で調整し、企画提案書類受領後できる限り速やかに通知します。
5	公募型プロポーザル実施要綱	13	著作権	第4章	3	4)					提出書類を公開する場合、民間ノウハウが含まれる項目が存在することから、公開範囲については発注者から応募者に確認があり、協議のうえで公開されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者の不利益にならないよう協議により公開範囲を決定します。
6	公募型プロポーザル実施要綱	14	参考資料の閲覧等	第4章	4						【閲覧・貸出資料】の対象として、既設配水管、給水管のみ記載されておりますが、記載以外の資料についても適宜閲覧対応をお願いすることは可能ですでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者にて必要と判断する資料を閲覧申し込ただけならば、提供します。(ただし本事業に関係し、当企業団にて保有している資料のみ)
7	公募型プロポーザル実施要綱	14	参考資料の閲覧等	第4章	4						参考資料の閲覧等について記載いただいておりますが、その他の既設図面及び要求水準書別紙の図面等について、CADデータを提供いただけないでしょうか。	CADデータについては、当企業団にて保有しているデータを提供します。 資料閲覧申込受理後に対応。

募集要綱等に関する質問への回答書

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章	1、 2	(1)、 (2)	①、 ②	ア、 イ	(ア)、 (イ)			a、 b
8	公募型プロポーザル実施要綱	23	リスク分担	第9章			①				注3記載の「要求水準書に規定する範囲」は要求水準書P3記載の「本事業の対象施設」とであると理解しております。その場合、地震による影響は台風、風水害等と同種の不可抗力リスクであるため、リスク分担についても「台風・風水害」と同様のリスク分担としていただけますよう、お願いいたします。	ご理解のとおりです。 地震は風水害に含まれます。
9	要求水準書	8	各種申請書類等の作成補助	第3章	2	2)		エ)			「～国庫補助申請書の関係資料作成を行うこと」との記載がありますが、本事業で想定している国庫補助及び対象についてご教示ください。	令和5年時点該当する国庫補助対象工事はありません。ただし、事業期間中に新たな国庫補助等制度が設立された場合には資料提供等協力願います。
10	要求水準書	11	各種申請書類等の作成補助	第3章	3	2)		(4)			「活性炭注入設備更新工事にて、既存設備又は仮設設備にて注入を行う場合、当該期間中の薬品及び設備の電力については当企業団が負担する。」とありますが、薬品には活性炭も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	要求水準書	19	構造計算書	第4章	2			カ)			「別紙：構造計算書」の本紙は資料閲覧対象という理解でよろしいでしょうか。	別紙5及び別紙6に示された資料となります。
12	要求水準書	21	撤去範囲	第4章	3	2)	⑰				「既設の活性炭注入設備はすべて撤去及び処分を行うこと」と記載がありますが、別紙3の撤去図の注釈には、「詳細範囲は提案によるものとするが・・・協議の上決定すること」とあります。撤去対象の詳細については事業者提案による、という理解でよろしいでしょうか。	既設の設備は原則として全面的に撤去となります。ただし、床シンダーコンクリートや開口処理等一部の施工に際して撤去の可否について協議が必要となることも想定して注釈に記してあります。
13	提出書類作成要領及び様式集	3	提出書類及び記載方法	第4章	4	(1)		ウ			提案項目ごとの目安枚数について、A4換算という理解でよろしいでしょうか(A3用紙1枚はA4用紙2枚としてカウント)。	A4用紙指定様式はA4用紙のみとします。 A3用紙を許可した様式は、A3用紙1枚は1枚とのカウントとなります。
14	提出書類作成要領及び様式集	3	社名等を削除する方法	第4章	4	(1)		キ			「1部はグループ名、社名入りとし、残りは社名等を特定できる表現(ロゴマーク等を含む)を全て削除すること(表紙も含む)。」とありますが、「社名等を特定できる表現」は、黒く塗りつぶす(墨消し)ことで良い、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、黒消しにより提案内容が理解しづらくなる(文章が繋がらない等)ように、例えば、複数の会社を表す場合はA社、B社等の表現が望ましい。
15	提出書類作成要領及び様式集	3	製本の方法	第4章	4	(1)		キ			「それぞれ1冊(製本及びバインダー綴)に製本し、」とありますがバインダー綴はパイプファイル(キングファイル)でも良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

募集要綱等に関する質問への回答書

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章	1、 2	(1)、 (2)	①、 ②	ア、 イ	(ア)、 (イ)			a、 b
16	提出書類作成要領及び様式集	3	製本の方法	第4章	4	(1)		ク			「使用するソフトウェアは、マイクロソフト社製ワード又はエクセルで作成し、電子データを提出すること。」とありますが、「提出書類作成要領及び様式集」p4には、「指定無きものはPDF」との記載があります。電子データの保存形式は「PDF」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	提出書類作成要領及び様式集	4	電子データの内容	第4章	4	(2)	②	③			電子データは、社名等を特定できる状態のデータで良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	事業者選定基準	4	プレゼンテーションの資料	5	2)	ア)	(4)	⑦			「説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。」とありますが、プレゼンテーション資料は、技術提案書の内容をプレゼンテーション用に再配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、技術提案の内容を変えずに表示・表現等を視覚的にわかりやすくすることは認めます。